

## 支援助成事業交付要綱

(通 則)

第1条 公益財団法人地域開発研究所の支援助成金（以下「助成金」）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は次の事業を目的とする団体とする。

- ① 地域開発・研究に資する事業を行う法人及び各種団体
- ② 自然科学分野の研究に関する事業を行う法人及び各種団体
- ③ 自然保護活動を行う県内の非営利法人及び団体

(交付の申請)

第3条 交付の申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、支援助成金交付申請書（当財団専用用紙）を公益財団法人地域開発研究所代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 代表理事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を理事会で審査し、助成金の交付の額を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 代表理事は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿を備え付けさせ、これらを助成事業の完了の日の属する年度から5年間保管すること。
- (2) 助成事業者は、事業完了後すみやかに事業報告書を代表理事に提出すること。

(決定の通知)

第6条 代表理事は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により通知を受けたものであって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるものは、代表理事の定める期日までに、書面により助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2. 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成

金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、助成事業報告書を代表理事に提出しなければならない。

(附 則)

第9条 この要綱は平成24年4月1日から適用する。